

(型式適合認定の申請)

第十条の五の二 法第六十八条の十第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「型式適合認定」という。）のうち、令第三百三十六条の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係るものの申請をしようとする者は、別記第五十号の様式による型式適合認定申請書（以下単に「型式適合認定申請書」という。）に次に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣又は指定認定機関（以下「指定認定機関等」という。）に提出するものとする。

一・二 (略)

三 建築物の部分に関し、令第三章第八節の構造計算をしたものにあつては当該構造計算書、令第八十八条の四第一項第一号若しくは第四項、令第二百二十八条の七第一項、令第二百二十九条第一項又は令第二百二十九条の二第二項の規定による検証をしたものにあつては当該検証の計算書

四・五 (略)

2・3 (略)

別記

新

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）(A4)
(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】～【4. 構造】 (略)

【5. 主要構造部】

- 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）
- 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）
- 建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
- 準耐火構造
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）
- その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
- その他
- 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】～【19. 備考】 (略)

(型式適合認定の申請)

第十条の五の二 法第六十八条の十第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「型式適合認定」という。）のうち、令第三百三十六条の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係るものの申請をしようとする者は、別記第五十号の様式による型式適合認定申請書（以下単に「型式適合認定申請書」という。）に次に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣又は指定認定機関（以下「指定認定機関等」という。）に提出するものとする。

一・二 (略)

三 建築物の部分に関し、令第三章第八節の構造計算をしたものにあつては当該構造計算書、令第八十八条の三第一項第一号若しくは第四項、令第二百二十八条の六第一項、令第二百二十九条第一項又は令第二百二十九条の二第二項の規定による検証をしたものにあつては当該検証の計算書

四・五 (略)

2・3 (略)

別記

旧

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）(A4)
(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】～【4. 構造】 (略)

【5. 主要構造部】

- 耐火構造
- 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
- 準耐火構造
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）
- その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
- その他
- 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】～【19. 備考】 (略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑨ (略)

⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、延べ面積が300平方メートル未満である場合、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定による非住宅部分を有さない場合その他の提出が不要であることが明らかな場合は、記入する必要はありません。

⑪ (略)

4. (略)

5. 第四面関係

①～⑤ (略)

⑥ 5欄は、「耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）」、「耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）」、「建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）」（建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）」（同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合には「その他」に「レ」マークを入れてください。

⑦ 6欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」（上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの）のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、5欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

⑧～⑫ (略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑨ (略)

⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、延べ面積が300平方メートル未満である場合、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定による非住宅部分を有さない場合その他の提出が不要であることが明らかな場合は、記入する必要はありません。

⑪ (略)

4. (略)

5. 第四面関係

①～⑤ (略)

⑥ 5欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）」（建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）」（同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合には「その他」に「レ」マークを入れてください。

⑦ 6欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」（上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの）のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、5欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

⑧～⑫ (略)

㉑ 主要構造部の全部又は一部に燃えしろ設計（準耐火構造の主要構造部を耐火被覆を用いない構造方法によるものとする設計をいう。）を用いたものについては、19欄にその旨を記入してください。

㉒ 建築物の2以上の部分が建築基準法施行令第109条の8に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合には、19欄にその旨を記入し、各部分について建築基準法第21条、第27条及び第61条の規定の適用の有無を記入してください。

㉓・㉔ (略)

6. . . 7. (略)

第十一号様式（第三条、第三条の三関係）(A 4)

(注意)

1. . . 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑧ (略)

⑨ 6欄の「口」は、建築基準法施行令第138条第4項第3号に掲げる工作物について記入してください。

⑩ (略)

⑪ 建築基準法施行令第138条第4項第1号に掲げる工作物のうち、建築基準法別表第2（ぬ）項第3号（13の2）の用途に供する工作物については、原動機の出力の合計を6欄の「へ」に記入してください。

⑫～⑬ (略)

第十二号様式（第三条、第三条の三、第十一条の三関係）(A 4)

(注意)

1. (略)

2. 第二面関係

① (略)

② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が建築基準法施行令第138条第4項第2号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）を明示してください。

第三十六号の二様式（第五条関係）(A 4)

(注意)

1. . . 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑥ (略)

⑦ 4欄は、建築基準法施行令第108条の4第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の4第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第128条の7第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同

(新設)

(新設)

㉑・㉒ (略)

6. . . 7. (略)

第十一号様式（第三条、第三条の三関係）(A 4)

(注意)

1. . . 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑧ (略)

⑨ 6欄の「口」は、建築基準法施行令第138条第3項第3号に掲げる工作物について記入してください。

⑩ (略)

⑪ 建築基準法施行令第138条第3項第1号に掲げる工作物のうち、建築基準法別表第2（ぬ）項第3号（13の2）の用途に供する工作物については、原動機の出力の合計を6欄の「へ」に記入してください。

⑫～⑬ (略)

第十二号様式（第三条、第三条の三、第十一条の三関係）(A 4)

(注意)

1. (略)

2. 第二面関係

① (略)

② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が建築基準法施行令第138条第3項第2号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）を明示してください。

第三十六号の二様式（第五条関係）(A 4)

(注意)

1. . . 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑥ (略)

⑦ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同